戸籍訂正手続の概要

届出人等

24条1項
通知

訂正申請
されず

訂正許可審判手続

本籍地を管轄する家庭裁判所

届出人等の申立て → 許可審判

訂正を要する市区町村長

※届出人等の戸籍訂正申請 → 戸籍訂正

※ 申請は，申請人の所在地の市区町村に対しても可

※ 本籍地の市区町村長

訂正事由を発見

※ 非本籍地の市区町村長が24条1項通知をする場合あり

24条1項
通知不可

職権訂正手続

※ 管轄法務局長等

市区町村長の申請 → 許可

※ 他管轄内の本籍地の戸籍についても許可できる場合あり

訂正を要する市区町村長

戸籍訂正

24条3項通知
刑事訴訟法498条2項通知

他の行政機関等
訂正事由を発見